

常勤・非常勤医師紹介コンサルティング委嘱契約書

_____（以下「甲」という）と、株式会社アルファシンク（以下「乙」という）とは、甲の医師採用に関し、下記のとおりコンサルティング業務を委嘱し、契約する。

第1条（委嘱事項）

甲は乙に対し、甲が必要とする医師の探索、初期選考、紹介、及び入職促進のための動機づけなどのコンサルティング業務を委嘱する。

第2条（資料等の提供）

甲は乙に対し、医師の採用に必要な資料並びに情報の提供を適宜行うものとする。但し、甲の許容範囲に限定する。

第3条（報酬）

- ①【常勤医師の紹介】第1条に定める委嘱事項に基づいて、乙が甲に紹介した医師を甲が採用した場合の報酬は、医師の契約年俸額の20%とする。
- ②【非常勤医師の紹介】第1条に定める委嘱事項に基づいて、乙が甲に紹介した医師を甲が採用した場合の報酬は、医師に支払われた給与額の20%とする。（支払対象期間1年間）

第4条（特命事項）

通常のコンサルティング業務以外に、甲が指名する人材コンサルティングをする場合等、特命事項の報酬は、第3条とは別に、その都度これを定める。

第5条（採用の決定と通知）

甲は乙より紹介された医師の採用を決定した場合、甲は労働契約書の写しを速やかに乙に送付する。

第6条（報酬支払いの時期及び方法）

- ①【常勤医師紹介報酬】甲は、当該医師が入職した月の末日までに第3条①に定めた報酬額を、銀行振込みにより乙に支払う。但し、月の16日以降に入職した場合は、翌月末までに支払うものとする。
- ②【非常勤医師紹介報酬】甲は、第3条②に定めた報酬額を、毎月月末締め翌月20日に銀行振込みにより乙に支払う。

第7条（返済義務）

乙が甲に紹介した常勤医師が、入職後医師本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、乙は第3条に定めた金額を次の基準で甲に返還するものとする。

入職後1ヶ月未満の場合 100%
入職後3ヶ月未満の場合 50%

第8条（機密の保持）

甲乙双方共に、本業務により知り得た業務上、営業上、人事上その他の情報を機密とし、いかなる場合においても第3者に回示もしくは提供しないものとする。また、本条は本契約の終了または解約後といえども有効とする。

第9条（有効期間）

本契約書の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、有効期間の1ヶ月前までに甲または乙から、変更もしくは解約についての文書による意思表示が無い場合には、契約を1年単位で自動更新するものとする。

第10条（協議）

本契約書に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲・乙双方が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

第11条（報酬規定に関する特約条項）

- ① 第3条①②に定める報酬の規定について、乙が甲に紹介した医師（常勤または非常勤）が、甲とその医師の合意によって非常勤雇用もしくは常勤雇用への雇用関係の変更をした場合、甲はその旨直ちに乙へ通知し、雇用関係を変更した日から新たにそれに対応する規定（第3条①もしくは②）により甲は乙へ報酬を支払うものとする。
- ② 乙が甲へ紹介した医師（常勤または非常勤）が、甲とその医師双方の合意によって甲の指定した医療機関もしくは物件において医院開業をする場合は、甲はその旨直ちに乙へ通知し、甲は乙が別途規定する開業医師の紹介手数料を別途申し受けるものとする。

本契約成立の証しとして、本契約書を式通作成し、甲乙各署名押印のうえ、各々壹通を所持するものとする。

平成 年 月 日		
甲		㊟
乙	東京都豊島区目白3-13-18 株式会社 アルファシンク	